

会計理論学会奨励賞規程

2004年10月9日制定
2008年10月11日一部改定
2011年9月23日一部改定
2013年10月12日一部改定

(目的)

第1条 会計理論学会奨励賞（以下、奨励賞という）は、会計理論の向上発展に資するために、若手会員の優れた著書・論文を審査選定し、その業績を広く顕彰することを目的とする。

(申請手続)

第2条 奨励賞の対象は、公刊時において40歳以下の会員により執筆されたもので、年次大会開催年の3月31日から遡る過去3年間に公刊された著書・論文および『会計理論学会年報』に掲載された論文とする。

2 会員は、奨励賞の審査申請を行うことができる。自薦・他薦を問わず、申請する者は、所定の「審査請求書」1通を年次大会開催年の6月30日までに会計理論学会事務局宛に提出するものとする。ただし、『会計理論学会年報』に掲載された論文のうち受賞資格のあるものはすべて審査の対象とするので、その論文については審査申請を行う必要はない。

(審査委員会の構成)

第3条 審査委員会は、「会計理論学会賞規程」第4条に規定する審査委員会をもってこれを構成する。

(著書・論文の審査)

第4条 審査委員会は、候補著書・論文を審査し、受賞著書・論文を選定する。

2 審査委員会は、必要ある場合は、審査にあたって他の会員の意見を聴取することができる。

3 審査委員会は、受賞著書・論文につき、所定の「審査報告書」を作成する。

(受賞著書・論文の発表および顕彰)

第5条 学会は、審査委員会が選定した受賞著書・論文名を「審査報告書」とともに、年

次大会において発表し、その執筆者を表彰する。

(本規定の改廃)

第6条 本規定の改廃は、理事会で協議し、会員総会で決議する。